

# 公益財団法人青少年育成福井県民会議定款

## 第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、公益財団法人青少年育成福井県民会議と称する。  
2 この法人の保有する基本財産は、福井県青少年育成一灯基金と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

- 第3条 この法人は、次代の福井を担う青少年が、その誇りと責任を自覚し、自らの手で未来を開き、夢と希望に満ちて進むよう、青少年および青少年団体の健全育成を図り、もって郷土の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 次のイからハの青少年健全育成事業
    - イ すべての大人が、その姿勢を正して青少年に深い関心と理解をもち、積極的に青少年を育てようとする気運を醸成するための活動。
    - ロ 青少年自らが、次の時代の日本、郷土を担う誇りと責任を自覚し、明るい希望をもって生きようとする意識を醸成するための活動。
    - ハ 青少年関係団体が、相互の連携を図り、より効果的な活動ができるための活動。
  - (2) その他、本財団の目的達成に必要な事業。

## 第3章 資産および会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で定めた財産とする。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

- 第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

- 第8条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 正味財産増減計算書
  - (4) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類については、評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
  - (3) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会議長とする。

(評議員の選任および解任)

第11条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に基づき、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員に雇用されているもの

ニ ロまたはハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 事務局の職員

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるもの)にあつては、その代表者または管理人)または業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員(国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15項の規定の適用を受けるものをいう)または認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政各庁の認可を要する法人をいう)

3 評議員会議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選定する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分または除外の承認
- (6) 事業計画および収支予算案の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会とする。
- 2 定時評議員会は、事業年度終了後3か月以内に開催する。
  - 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 定款の変更
    - (3) 基本財産の処分または除外の承認
    - (4) その他法令で定められた事項
  - 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
  - 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1人が記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員の設定)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上15名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
  - 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事は、会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。
  - 3 理事のうち、理事のいずれか1名をその配偶者、または三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
  - 4 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 5 監事は、この法人の理事または事務局の職員を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しな

なければならない。

(監事の職務および権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および事務局の職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事および監事は、無報酬とする。

## 第7章 顧問

(顧問の設置)

第27条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから理事会において選任する。

3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べるることができる。

4 顧問は、無報酬とする。

## 第8章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 評議員会の目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更および廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長の選定および解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求された場合には、すみやかにこれを召集しなければならない。

4 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した理事が議長とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。  
(議事録)
- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第9章 会員

- 第34条 この法人の趣旨に賛同し、この法人の事業に参加する団体、個人、企業を、会員とすることができる。
- 2 この法人の目的を達成するため、この法人および会員は、常に新たな会員の加入を促進するよう努めるものとする。
- 3 新たな会員の加入を促進するため、この法人は、第4条に掲げる事業に参加した個人および団体に対して、この法人の会員となるよう働きかけるものとする。
- 4 会員に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 委員会

- 第35条 この法人の事業を推進するために、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の種類は次のとおりとする。
- (1) 事業推進会議
  - (2) 市町民会長会議
  - (3) 部会
  - (4) 会員総会
  - (5) ブロック会議
- 3 委員会の任務、構成および運営に関して必要なことは、理事会において決定する。

### (事業推進会議)

- 第36条 事業推進会議は、理事および青少年育成市町民会議会長から選出した委員で構成する。
- 2 事業推進会議において、委員は、この法人の事業の実施に必要な連絡調整を行う。

### (市町民会長会議)

- 第37条 市町民会長会議は、理事から選出した委員および県内の全市町の青少年健全育成市町民会議の会長をもって構成する。
- 2 市町民会長会議において、参加者は、この法人の事業の実施に必要な連絡調整を行う。

### (部会)

- 第38条 この法人に部会を置き、会員は希望する部会に所属して事業の執行に当たるものとする。
- 2 理事会は、事業計画に従って各部会の所管を決定する。
- 3 理事会は、各部会ごとに部会長および副部会長を任命し、部会長が部会を招集する。
- 4 部会長は、部会を統括し、処理した事項について会長に報告しまたは意見の具申等を行う。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

### (部会長および副部会長の任期等)

- 第39条 部会長および副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 部会長および副部会長に欠員が生じた場合は、会長は速やかに後任を任命し、後任の部会長および副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長および副部会長は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

### (会員総会)

- 第40条 会員総会は、全会員をもって構成する。
- 2 会員総会において、会員はこの法人の運営について意見を述べることができる。
- 3 会員総会は、会長が招集する。

### (ブロック会議)

- 第41条 この法人に、福井、坂井、丹南、奥越、嶺南地区に、この法人とそれぞれのブロックの市町民会議で構成するブロック会議を置く。

- 2 ブロック会議では、この法人の事業を実施するための研修および各ブロック内の団体と協力した事業を実施する。
- 3 ブロック会議にブロック代表を置き、構成会員の互選によってこれを定める。
- 4 ブロック会議は、会長またはブロック代表が招集する。

(会費)

第42条 会員は、その種別に応じて、会費を負担する。

種別	会費(年額)	口数
個人	1口 3,000円	1口以上
団体	1口 3,000円	1口以上
企業	1口 10,000円	1口以上

## 第11章 事務局

(事務局)

第43条 この会議の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が委嘱する。

## 第12章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条および第4条(および第11条)についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 情報の公開等

(情報の公開)

第48条 この法人の活動を公正で開かれたものとするため、活動状況、財務内容等の情報を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第49条 この法人の活動において知り得た個人情報は適切に管理し、外部に漏洩することのないように保護するものとする。

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則 この規程は、平成26年3月20日から施行する。  
附 則 この規程は、平成27年3月23日から施行する。  
附 則 この規程は、令和3年5月25日から施行する。